

令和 8 年度 倉吉市への要望書

令和 8 年 6 月 5 日

倉吉市長 様

別所公民館

館長 川口 大 様

はじめに

日頃より地域振興および住民生活の安全安心のため、ご尽力いただきありがとうございます。

別所地区におきましては、人口減少や高齢化、農業従事者の減少、災害リスクへの対応など、様々な地域課題を抱えております。

つきましては、昨年度要望事項も含め、下記の事項について引き続きご配慮いただきたく要望いたします。

要望事項

1. 中陣場一帯の農地の現状把握および今後の土地利用の検討について

【理由】

当該地域では、耕作従事者の減少や荒廃農地の増加が見られ、今後の維持管理が課題となっています。

一方で、農地や農業基盤は、地域環境や防災面においても重要な役割を担っており、農業振興施策や地域維持との両立が必要であると考えます。

つきましては、地域の実情把握を進めていただき、将来的な土地利用や地域保全のあり方について、地域住民の声も踏まえながら慎重な検討を要望します。



2. 灘手地区における地籍調査の早期実施について

【理由】

地籍調査は国土調査法に基づく重要な事業であり、土地境界の明確化は防災・土地活用の面からも必要不可欠です。

灘手地区においても早期実施を要望します。

3. 円城寺川の堰（取水施設）の改修について

【理由】

老朽化による維持管理面の不安があり、農業用水確保や安全面の観点からも、早期の点検・改修を要望します。

4. 灘手地区における公共施設の有効活用および再編の検討について

【理由】

灘手地区では、小学校や保育園の統廃合が進み、既存施設の利活用が課題となっています。

また、人口減少により地域住民が集う機会も減少しており、交流や活動の場の確保が必要です。

旧保育園施設等を活用し、

- ・ 高齢者の交流の場
- ・ サークル活動の場
- ・ 地域行事
- ・ 多目的サロン機能

など、地域住民が利用しやすい施設として活用できるよう要望します。

また、小学校施設への機能集約については、厨房設備や使い勝手等の課題も懸念されるため、既存施設を含めた総合的な再検討をお願いします。

5. 所有者不明空き家（廃屋）への対応について

【理由】

相続放棄された空き家が長期間放置されており、建物の老朽化や屋根崩落等により危険な状態となっています。

当該空き家は別所地区内の幹線道路（市道）沿いに位置し、倒壊や飛散物による事故、周辺住民への影響が懸念されます。

また、防災・防犯・生活環境面でも不安要因となっており、積雪や強風時には竹木等の倒れ込みも懸念されます。

行政代執行を含めた解体撤去や、緊急安全措置等の対応を要望します。

6. 土砂崩れによる別所半坂線の早期復旧について

【理由】

別所半坂線において発生した土砂崩れにより、現在も通行に支障が生じており、地域住民の生活や安全面に大きな影響が出ています。

当該道路は地域住民の日常生活に欠かせない生活道路であり、災害時の避難路や緊急車両の通行経路としても重要な路線です。

また、現地では地盤や排水への不安も残っており、降雨時には二次災害への懸念もあります。

つきましては、現地の安全確保を十分行ったうえで、原因調査および恒久的な対策を含めた早期復旧を要望します。

また、地域住民の不安解消のため、進捗状況について適宜情報共有をお願いします。

7. 横断歩道設置および道路安全対策について（継続要望）

【理由】

地域内には見通しが悪く、車両速度も出やすい危険箇所があり、児童・高齢者を中心に横断時の危険性が高い状況です。

特に、既存横断歩道から距離がある場所については、住民の日常動線とのずれもあり、安全面に不安があります。

地域住民が安心して通行できるよう、横断歩道設置を含めた安全対策を継続して要望します。

8. 神社周辺環境の整備について（継続要望）

【理由】

神社周辺は地域行事や祭礼等でも重要な場所であり、多くの住民が利用しています。

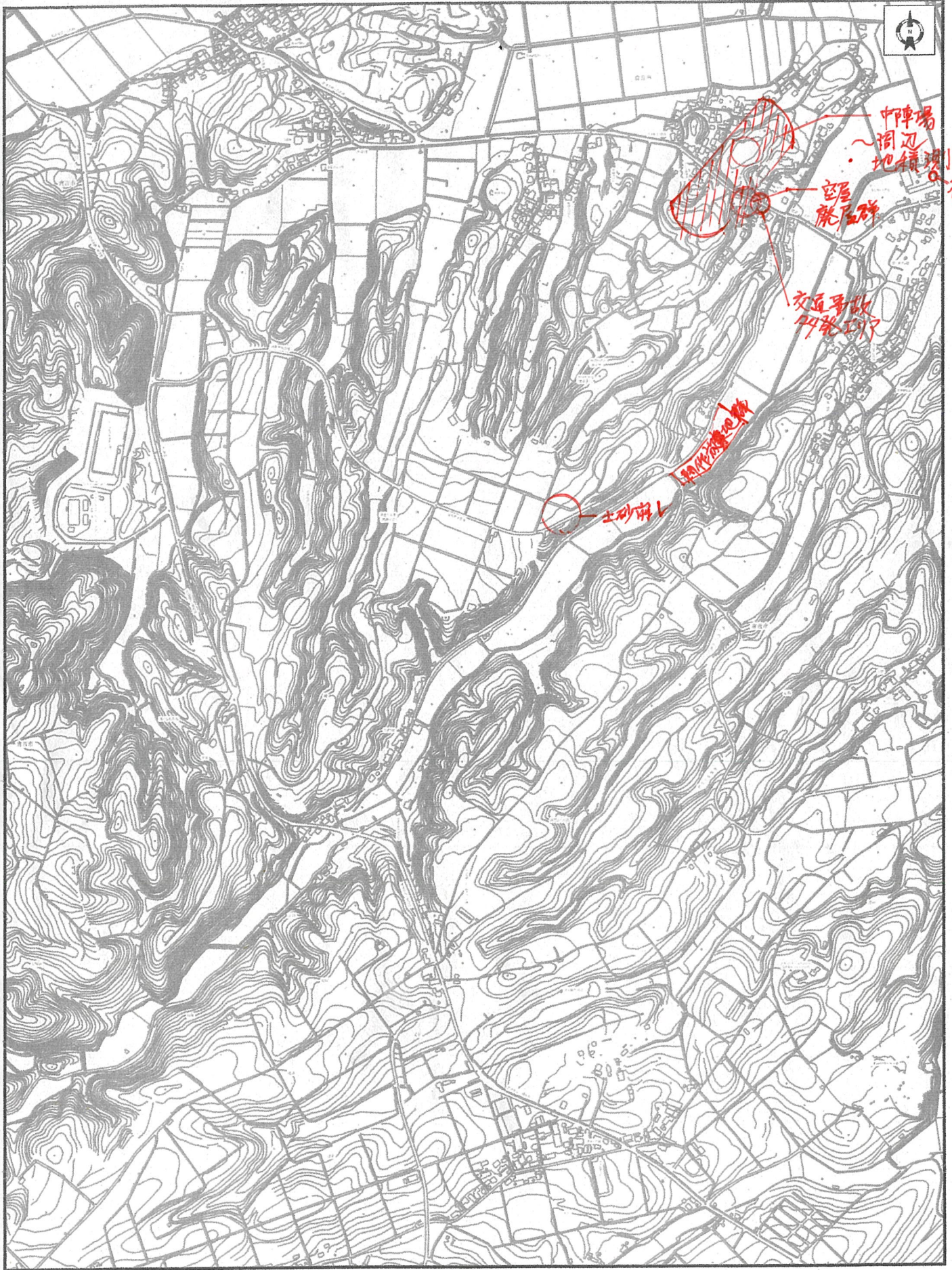
一方で、周辺環境の老朽化や安全面への不安もあり、地域住民が安心して利用できる環境整備が必要です。

地域文化・地域交流の拠点として維持していくため、周辺整備について継続的な支援を要望します。

おわりに （館長からの聴き取り内容）
このことから、昨年度も要望しましたが、隣接する市道半坂別所線終点付近では、雑木や立木が住宅道路に迫り倒木等の危険な状態にあるため、伐採していただきたい。

以上、地域住民の安全安心の確保と、持続可能な地域づくりのため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上。



1/12000

0 500m

倉吉市への要望書

(できれば理由もお願いします。)

所有者のない空き家(廃屋)の解体について

相続放棄された下記の空き家は荒廃がひどく、屋根も崩れ環境が悪化しており危険です。

現状は所有者も存在せず、安全管理や治安面でも非常に不安を感じます。

この空き家は、別所地区内の幹線道路(市道)沿いでもあり、道路沿いの物置倉庫もいずれは倒壊すると考えられます。又風雪の度に竹・樹木が道路や隣の民家に倒れ込むこともしばしばあります。

「行政代執行による解体撤去」を含め、行政による緊急安全措置の対応をお願いします。

記

家屋住所 別所 492-1

家屋旧所有者 井上家 (相続放棄:平成12年頃)

参考

- ◎ この家屋について、市建築住宅課は特定空屋として把握し、経過観察中。
- ◎ 土地所有者は相続放棄財産の処分権限・管理義務もないので、長年苦慮している。土地所有者:吉田康雄。

尚、水廻りに了承もえて別紙にて添付します。

提出先 館長あるいは総務宅のポストへ投函をお願いします。

提出期限 3月22日(日)